

特定非営利活動法人たんぽぽの会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、特定非営利活動法人たんぽぽの会の定款第4章第19条に基づき、役員報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

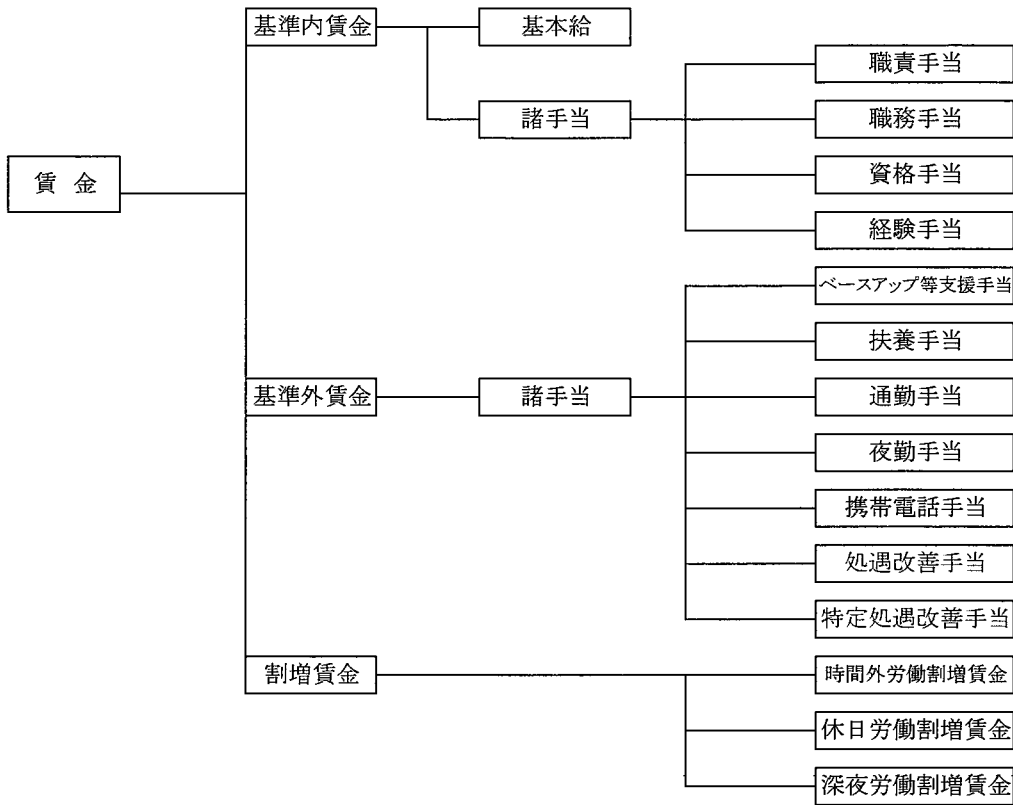
(報酬及び費用の支給)

第2条 この法人は、常勤及び非常勤にかかわらず、役員報酬は一切支給しない。ただし、旅費等の実費は支給することができる。

(補則)

第3条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

介護職・相談支援従事職 賃金体系



I:基本給

基本給(年齢給)	
毎年500円昇給 55歳まで	
年齢	
18	200,000
19	200,000
20	200,000
21	200,500
22	201,000
23	201,500
24	202,000
25	202,500
26	203,000
27	203,500
28	204,000
29	204,500
30	205,000
31	205,500
32	206,000
33	206,500
34	207,000
35	207,500
36	208,000
37	208,500
38	209,000
39	209,500
40	210,000
41	210,500
42	211,000
43	211,500
44	212,000
45	212,500
46	213,000
47	213,500
48	214,000
49	214,500
50	215,000
51	215,500
52	216,000
53	216,500
54	217,000
55	217,500

(R5年3月)

Ⅱ：諸手当(毎月支給するもの)

職責手当	
介護事業主任	90,000
介護事業副主任A	70,000

職務手当	
介護事業副主任B	20,000
業務責任者	10,000
業務副責任者	5,000

資格手当	
介護福祉士	10,000

経験手当	
知的障害者(児)作業所、施設、学校等での勤務経験を加える	
3年経験後毎年500円昇給55歳まで	

ベースアップ等支援手当	
職員全員	7,200

扶養手当	
被扶養者の範囲は生計を一にし税務上収入ゼロの人	
扶養者1人につき	5,000
夜勤手当	
萩寮・GHけやき・GHこのみ夜勤手当	8,000

携帯電話手当	
携帯電話持ち帰り者	2,500

- ※ 賞与、退職金(共済掛金)の対象は基本給のみとする
- ※ 但し、職責手当は賞与の対象とする。
- ※ 退職金制度加入は任意
- ※ 基本給・経験手当は事業年度の4月1日現在で決定
- ※ 資格手当は取得後証明書提出の翌月より支給
- ※ ベースアップ等支援手当は基準外手当とする(残業・賞与の対象ではない)

Ⅲ諸手当(年度末に一括支給するもの)

処遇改善手当	支給額は、処遇改善加算額に基づき計算した額
特定処遇改善手当	支給額は、特定処遇改善加算額に基づき計算した額

(令和5年3月改定)

第34条（育児休業等）

職員は、別に定める「育児・介護休業等に関する規程」により、育児休業、育児のための時間外勤務免除及び育児短時間勤務制度の適用を受けることができる。

第35条（介護休業等）

職員は、別に定める「育児・介護休業等に関する規程」により、要介護状態にある家族を介護するために介護休業、介護休暇、介護のための時間外勤務免除及び介護短時間勤務制度の適用を受けることができる。

第36条（子の看護休暇）

職員は、別に定める「育児・介護休業等に関する規程」により、負傷しまたは疾病にかかった小学校就学の始期に達するまでの子（以下「未就学児」という。）を看護するため、1年につき5日間（未就学児が2人以上の場合は10日間）を限度として、看護休暇を取得することができる。

第37条（慶弔休暇）

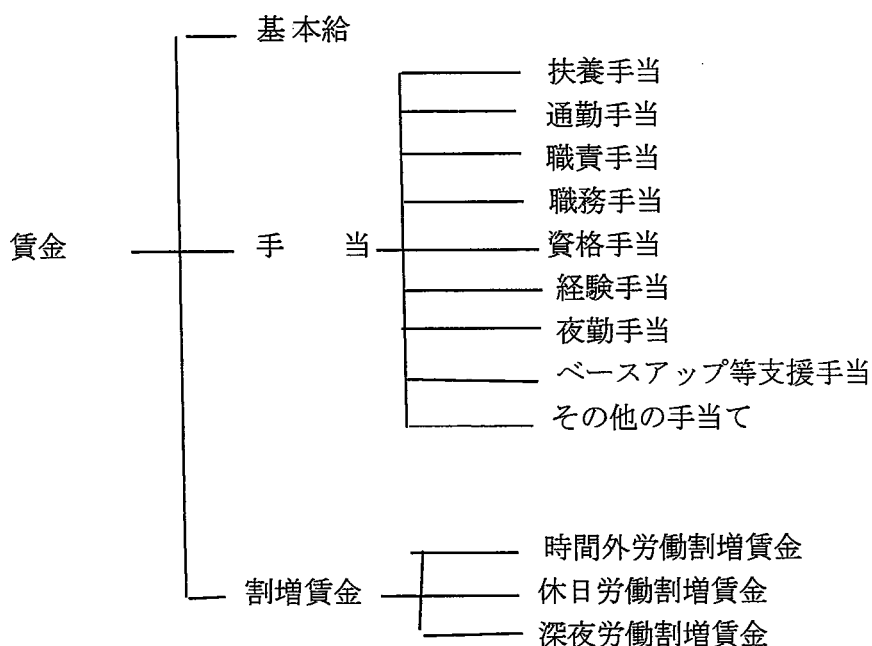
職員が次の事由により休暇を申請した場合は、次のとおり慶弔休暇を与える。

- | | |
|---------------------------------|----|
| ① 本人が結婚したとき | 3日 |
| ② 妻が出産したとき | 1日 |
| ③ 配偶者、子または父母が死亡したとき | 3日 |
| ④ 兄弟姉妹、祖父母、配偶者の父母または兄弟姉妹が死亡したとき | 2日 |

第6章 賃金

第38条（賃金の構成）

- ① 賃金の構成は、次のとおりとする。



- ② 基準内賃金は、「基本給＋職責手当＋職務手当＋資格手当＋経験手当」とする。

第 39 条 (基本給)

基本給は、本人の年齢にて各人ごとに決定する。

第 39 条の 2 (扶養手当)

扶養手当は、別紙の介護職・相談支援従事職賃金体系表及び事務職賃金体系表に定めるとおり支給する。

第 40 条 (通勤手当)

通勤手当は、通勤に要する実費に相当する額を支給する。(限度月額 25,000 円)

第 41 条 (職責手当)

職責手当は、別紙の介護職・相談支援従事職賃金体系表及び事務職賃金体系表に定めるとおり支給する。

第 42 条 (職務手当)

職務手当は、別紙の介護職・相談支援従事職賃金体系表及び事務職賃金体系表に定めるとおり支給する。

第 43 条 (資格手当)

資格手当は、別紙の介護職・相談支援従事職賃金体系表及び事務職賃金体系表に定めるとおり支給する。

第 44 条 (経験手当)

経験手当は、満 3 年に達した以降、別紙の介護職・相談支援従事職賃金体系表及び事務職賃金体系表に定めるとおり支給する。

第 44 条の 2 (夜勤手当)

夜勤手当は、別紙の介護職体系表に定めるとおり支給する。

第 44 条の 3 (ベースアップ等支援手当)

ベースアップ等支援手当は、ベースアップ等支援加算を財源として支給するもので、別紙の介護職・相談支援従事職賃金体系表及び事務職賃金体系表に定めるとおり支給する。

第 44 条の 4 (その他の手当)

第 39 条の 2 から前条に定める手当のほか、臨時、特別な業務で、その業務に手当を支給することが必要と理事長が認めた場合は、当該業務に対し手当を支給する。

第 45 条 (割増賃金)

割増賃金は、次の算式により計算して支給する。

- ① 時間外労働割増賃金 (所定労働時間を超えて労働させた場合)

$$\frac{\text{基準内賃金}}{1 \text{ か月平均所定労働時間数}} \times 1.25 \times \text{時間外労働時間数}$$

- ② 休日労働割増賃金 (所定の休日に労働させた場合)

$$\frac{\text{基準内賃金}}{1 \text{ か月平均所定労働時間数}} \times 1.35 \times \text{休日労働時間数}$$

- ③ 深夜労働割増賃金 (午後 10 時から午前 5 時までの間に労働させた場合)

$$\frac{\text{基準内賃金}}{1 \text{ か月平均所定労働時間数}} \times 0.25 \times \text{深夜労働時間数}$$

1 か月平均所定労働時間数

第 46 条 (休暇等の賃金)

1. 年次有給休暇の期間は、所定労働時間労働したときに支払われる通常の賃金を支給する。
2. 慶弔休暇の期間は、前項の賃金を支給する。
3. 休職期間中は、賃金を支給しない。

第 47 条 (欠勤等の扱い)

欠勤、遅刻、早退及び私用外出の時間については、1 時間当たりの賃金額に欠勤、遅刻、早退及び私用外出の合計時間数を乗じた額を差し引くものとする。

第 48 条 (賃金の計算期間及び支払日)

1. 賃金は、当月分を当月 25 日に支払う。ただし、支払日が休日に当たるときは、その前日に繰り上げて支払う。
2. 残業等は末日に締め切り、翌月 25 日に支払う。
3. 計算期間の途中で採用されまたは退職した場合の賃金は、当該計算期間の所定労働日数を基準に日割計算して支払う。

第 49 条 (賃金の支払いと控除)

1. 賃金は、職員に対し、通貨で直接その全額を支払う。ただし、職員が希望した場合は、その指定する金融機関の本人名義の口座に振り込むことにより賃金を支払うものとする。
2. 次に掲げるものは、賃金から控除するものとする。
 - ① 源泉所得税
 - ② 雇用保険の保険料の被保険者負担分
 - ③ 健康保険（介護保険を含む）及び厚生年金保険の保険料の被保険者負担分
 - ④ 住民税
 - ⑤ 職員代表との書面による協定により賃金から控除する事としたもの

第 50 条 (昇給)

1. 昇給は、毎年 4 月 1 日をもって基本給について行うものとする。ただし、法人の業績の著しい低下その他やむを得ない事由がある場合には、この限りではない。
2. 前項のほか、特別に必要な場合は、臨時に昇給を行うことがある。
3. 昇給額は、職員の勤務成績等を考慮して各人ごとに決定する。

第 51 条 (賞与)

1. 賞与は、原則として支給月に在籍する職員に対し、法人の業績等を勘案して支給する。ただし、法人の業績の著しい低下その他やむを得ない事由がある場合には、支給時期を延長しまたは支給しないことがある。
2. 前項の賞与の額は、法人の業績及び職員の勤務成績等を考慮して各人ごとに決定する。

第 7 章 定年、退職及び解雇

第 52 条 (定年等)

1. 職員の定年は満 60 歳とし、定年に達した日の属する月の末日をもって退職とする。
2. 前項による定年に達した職員が引き続き勤務を希望した場合は、解雇事由又は退職事由に該当しない職員については、満 65 歳に達した日の属する月の末日まで継続雇用する。

第 53 条 (退職)

前条に定めるもののほか職員が次のいずれかに該当するときは、退職とする。

- ① 退職を願い出て法人から承認されたときまたは退職願を提出して14日を経過したとき
- ② 期間を定めて雇用されている場合、その期間を満了したとき
- ③ 第11条に定める休職期間が満了し、なお休職事由が消滅しないとき
- ④ 死亡したとき

第54条（解雇）

1. 職員が次のいずれかに該当するときは、解雇するものとする。ただし、第63条の⑥の事由に該当すると認められたときは、同条の定めるところによる。
 - ① 勤務成績または業務能率が著しく不良で、職員としてふさわしくないと認められたとき
 - ② 精神または身体の障害により、業務に耐えられないと認められたとき
 - ③ 事業の縮小その他事業の運営上やむを得ない事情により職員の減員等が必要となったとき
 - ④ 法人で管理する法人に関する情報並びに職員、法人の提供するサービスの利用者及びその家族等に関する個人情報及び特定個人情報を故意に、あるいは重大な過失により、漏えいさせたとき
 - ⑤ その他前各号に準ずるやむを得ない事情があったとき
2. 前項の規定により職員を解雇する場合は、少なくとも30日前に予告をするかまたは予告に代えて平均賃金の30日分以上の解雇予告手当を支払う。ただし、労働基準監督署長の認定を受けて第62条の⑥に定める懲戒解雇をする場合及び次の各号のいずれかに該当する職員を解雇する場合は、この限りでない。
 - ① 日々雇い入れられる職員（1か月を超えて引き続き雇用される者を除く。）
 - ② 2か月以内の期間を定めて使用する職員（その期間を超えて引き続き雇用される者を除く。）
 - ③ 試用期間中の職員（14日を超えて引き続き雇用される者を除く。）

第8章 退職金

第55条（退職金）

退職金は、社会福祉法人東京都社会福祉協議会従事者共済会「退職共済金制度」に加入し、その規定による。

第56条（退職金の額）

1. 退職金の額は、退職または解雇時における積立額により算出する。
2. 第11条により休職する期間は、法人の都合による場合を除き前項の勤続年数に算入しない。

第57条（退職金の支払方法及び支払時期）

退職金は、支給の事由の生じた日から可及的速やかに、退職した職員（死亡による退職の場合はその遺族）に対して支払う。

第9章 安全及び衛生

第58条（遵守義務）

1. 法人及び職員は、職場における安全及び衛生の確保に関する法令、法人内諸規則で定められた事項を遵守し、相互に協力して災害の未然防止に努めるものとする。
2. 職員は、安全及び衛生に監視関し法人が発する指示命令に従わなければならない。

第59条（非常災害等の措置）

職員は、火災その他非常災害の発生した場合、または発生する危険を予知した場合は、直ちに所属長に通報し、臨機の措置をとりその被害を最小限にとどめるよう努めなければならない。

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人 たんぼぼの会	事業年度	令和4年4月1日~ 令和5年3月31日
-----	------------------	------	------------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動

(1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
受取会費	939,000 円
受取寄付金	2,181,000 円
障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業	182,513,934 円
障害者総合支援法に基づく一般・特定相談事業収益	26,224,288 円
児童福祉法に基づく障害児相談事業収益	1,095,084 円
短期宿泊事業収入	7,966,050 円
自主事業収益	2,677,500 円
受取補助金・助成金	9,073,004 円
その他の収益	151,150 円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	232,821,010 円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金額
役員 ████████ (長期借入金)	40,600,000 円
	円
	円
	円
	円
合 計	4,060,000 円

(3) その他

該当なし

3 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏 名	寄 附 金 額	受 領 年 月 日
該当なし	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

4 役員等に対する報酬又は給与の状況 [⑤イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口を除く。)、口 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額]

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者^(注1)(以下「役員等」という。)に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

(注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口を除く。)

氏名	職名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区分	支給期間等	支給金額
			給与	令和4年4月1日～令和5年3月31日	1,560,000円
			給与	令和4年4月1日～令和5年3月31日	1,890,000円

(注2) 注1の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集計期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
120人	161,599,335円

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 たんぽぽの会	チェック欄
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ 役員数のうち次に掲げる者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること (1) 役員及びその親族等 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ロ 各社員の表決権が平等であること ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと		レ

イ

区分	項目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
㉖	令和4年4月1日～令和5年3月31日	8人	0人	0%	2人	25%
㉗	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉘	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉙	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉚	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉛	年月日～年月日	人	人	%	人	%
申請時		人	人	%	人	%

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員状況」から転記してください。

(注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	㉜	㉝	㉞	㉟	㊱	㊲	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉕ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑～㉔」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉔」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉔」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉔」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉔」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ 二において、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人たんぽぽ会	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員数		8人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		2人	人	人	人	人	人	人

役員 の 内 訳											
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況							就任・退任年月日
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時	
関谷 晶子		理事		○							H16.5.21 就任
岩崎 貞二		理事		○							H23.5.26 就任
嶋 大蔵		理事		○							H25.5.23 就任
小島 都		理事		○							H27.5.21 就任
早川 秀雄		理事		○							H27.5.21 就任
丸山 尚美		理事		○							H29.5.25 就任
渡辺 淳子		理事		○							H29.5.25 就任
安楽 美都江		監事		○							R1.5.30 就任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人 たんぽぽの会		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	会計ソフト(TKC)使用 ルーズリーフ	毎日	7年
仕訳日記帳	会計ソフト(TKC)使用 ルーズリーフ	毎日	7年
給与台帳	エクセル使用 ルーズリーフ	月1回	7年
固定資産台帳	会計ソフト (TKC) 使用 ルーズリーフ	年1回	7年

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初業)

法人名	特定非営利活動法人たんぽぽの会	チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること		レ
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと		
ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと		
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること		
ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること		

イ

項目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次業)」(ハ及びニ) の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

認定基準等チェック表（第5表）

法人名	特定非営利活動法人たんぽぽの会	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		レ
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの） ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績を記載した書類		

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。		同意	
※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。		<input checked="" type="radio"/> する	<input type="radio"/> しない
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの		
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。） b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日		
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し		

（注意事項）

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人たんぽぽの会
-----	-----------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄				
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無					
①	②	③	④	⑤	⑥
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄					
レ						
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						
①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
注・認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。						

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄		
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人たんぽぽの会	チェック欄
<p>認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。</p> <p>1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合</p> <p>イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの</p> <p>ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等^(註1)若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>ニ 暴力団の構成員等^(註2)</p> <p>2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人</p> <p>3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人</p> <p>4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人 (認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります)。</p> <p>5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人</p> <p>6 次のいずれかに該当する法人</p> <p>イ 暴力団</p> <p>ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人</p>		レ
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
ニ	暴力団の構成員等の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい <input type="radio"/> いいえ <input checked="" type="radio"/>
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい <input type="radio"/> いいえ <input checked="" type="radio"/>
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい <input type="radio"/> いいえ <input checked="" type="radio"/>
添付書類	<p>認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること</p> <p>(注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること</p> <p>(注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要</p>	
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい <input type="radio"/> いいえ <input checked="" type="radio"/>
6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい <input type="radio"/> いいえ <input checked="" type="radio"/>
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい <input type="radio"/> いいえ <input checked="" type="radio"/>